【附属機関名称】会議概要

会 議 名	平成30年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会
事務局	福祉部福祉管理課
開催年月日	平成30年12月25日(火)
開催時間	午後2時00分 ~ 午後2時45分
開催場所	足立区役所本庁舎 庁舎ホール
出席者	別紙出席者名簿のとおり
会議次第	別紙次第のとおり
資料	別紙次第のとおり
その他	

【協議会審議等内容】

(秋山福祉管理課長)

定刻になりましたので、ただいまから「足立区 地域保健福祉推進協議会」を始めさせていただ きます。

本日は、年末のお忙しい中、ご出席いただき、 厚く御礼を申し上げます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます福祉管理課長の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員及び傍聴者の皆様にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンなどにつきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

また、会議中は携帯電話、スマートフォンにつきまして、緊急の場合を除き、当会議の目的以外での使用はお控えくださいますよう、お願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきましたのは、報告資料1から6まで、情報連絡1から17まで、ダブルクリップでとめてあるものでございます。

別添の資料としまして、1点目が報告資料2 -1、(案) 足立区地域包括ケアシステムビジョンつながりで育む安心笑顔の将来。

2点目としまして、報告資料4-1、平成30 年度あだちの介護保険《平成29年度実績》。

3点目としまして、報告資料6−1、足立区待機児童解消アクション・プラン【2018年8月概要版】。

4点目としまして、報告資料6-2、足立区待機児童解消アクション・プラン【2018年8月改定版】。

5点目としまして、情報連絡1-1、未来へつなぐあだちプロジェクト年次別アクションプラン(5カ年計画)平成29年度子どもの貧困対策主要事業実績及び評価結果。

6点目、情報連絡4-1、ひとり親家庭の暮ら しに役立つ応援アプリ。

以上、6冊でございます。

本日お持ちでない場合は、事務局に用意がご ざいますので、手を挙げていただきますよう、お 願いいたします。

また、本日の席上配付資料でございます。

「会議次第」、「協議会委員名簿」。そのほかに、区議会議員の委員、区職員以外の委員の皆様には、「足立区福祉事業概要」、「平成29年度足立区福祉110番(年次報告書)」、以上をお配りしております。資料は席上に配付してありますでしょうか。

質問票をお持ちの方でまだ提出されていない 委員がいらっしゃれば、挙手をお願いしたいと 思います。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

この協議会は協議会条例第6条第2項により、 過半数の委員により成立いたします。現在、過半 数に達していますので、会議は成立しておりま す。

それでは、諏訪会長、議事の進行をお願いいたします。

(諏訪会長)

それでは、ただいまから平成30年度第2回 「足立区地域保健福祉推進協議会」を始めます。

議題はお手元の次第のとおりです。なお、議題のうち、情報連絡事項につきましては、時間の都合上、説明を省略させていただきます。活発なご意見、ご質問をいただくためにも、迅速な会議進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

また、この協議会の委員名、会議録などは、区 民の方へ公開することになりますので、ご発言 の前には記録の関係上、お名前をお願いいたし ます。

それでは、報告事項に入ってまいります。

まず、報告事項の(1)「江北エリアの整備方針(案)について」、エリアデザイン計画担当課 長の茂木課長からご説明をお願いします。

(茂木エリアデザイン計画担当課長)

皆様、こんにちは。

エリアデザイン計画担当課長の茂木と申しま す。よろしくお願いします。

では、次第の1-(1) 江北エリアの整備方針について、私の方から説明させていただきます。 お手元の資料の「報告資料1」と右上に書かれて あるものの1ページ、2ページ、3ページと資料 の方をご用意させていただきました。

皆様、3ページの地図を見ながら説明を聞いていただければと思います。

まず、内容を説明する前に江北エリアデザインについて、簡単にご説明したいと思います。

ちょうど昨年の今ごろから、江北エリアデザインの策定作業を始めました。江北エリアには、2021年度の東京女子医大東医療センターが移転するということで、総合的なまちづくり、整備をしていこうということで、今回の計画の策定が動き出しました。約1年かけまして、今後30年間、どういうふうにまちづくりを進めていこうというものを策定しまして、区議会若しくは地元の皆様にお示ししたところです。

本日は、皆様のお手元にある江北エリアの主に基盤整備の創出用地の活用とか平面的な部分について、皆様にご報告を差し上げたいと思っております。

では、順番に説明してまいります。3ページの 地図を見ながらお聞きいただければと思います。 まず、この地図の中央、東京女子医科大学東医

療センターは都営住宅の跡地に2021年度開 院ということで予定しております。工事は来年 3月末に着工と聞いております。

続きまして、江北桜中学校跡地は、女子医大予 定地のちょっと北側、図で言うとちょっと上の 方に書いてあるのですが、江北桜中学校という 記載があります。こちらは現在、中学校として使用しているのですが、来年の4月には移転して、用地として空きます。こちらを現在の方針としましては、江北保健センターと休日応急診療所とあわせまして、医療介護連携施設を予定しております。

その他にこの用地には、他に何か施設的に複合できるのか、民間を活用する余地があるのかということを、今、検討しているところでございます。こちらのスケジュールについて、いつ、こちらの施設で保健センターが開設するのかについては、今年度末までには皆様にお示ししたいと考えております。

続きまして、高野小学校跡地になります。

地図の真ん中あたりですね。高野小学校の活用方針は、健康づくりやスポーツが楽しめる多目的広場を整備することを考えております。今後の予定としましては、2024年度にオープンを考えております。こうしたスケジュールで進めていきたいと考えております。

続きまして、上沼田東公園東側創出用地になります。ちょうど地図の「にぎわい軸」の上の方、図面上、北の方になります。

こちらの用地は創出用地として土地が活用できますので、区としましては、本格的なスポーツの支援機能、もしくは地域の人々が集う交流機能を持った土地の活用をしようと考えております。活用開始としては、2023年度を予定しております。

続きまして、地図中の高野小学校の北側に江 北給水所というところがあるのですが、こちら は、現在、東京都が持っている施設でございまし て、上空について利用できる可能性があるとい うことで、東京都と調整を進めております。こち らについては、具体的にどうやって活用するの かという協議がまだ整っていませんが、今後も 活用できるように協議していく予定でございま す。 江北エリアの整備方針については、以上になります。

(諏訪会長)

続きまして、報告事項(2)「足立区地位包括ケアシステムビジョン(案)について」、地域包括ケア計画担当課長の伊東課長からお願いします。

(伊東地域包括ケア計画担当課長)

地域包括ケア計画担当課長をしております伊 東と申します。私から、「足立区地域包括ケアシ ステムビジョン (案) について」のご報告を差し 上げます。

平成29年8月に地域包括ケアシステム推進会議に足立区から諮問をさせていただきました、 足立区地域包括ケアシステムビジョンについて、 先月の11月16日に区の方に答申をいただき ました。その答申を区のビジョン(案)として、 現在、区民の皆様にパブリックコメントをして いる状態でございます。

内容についてのご説明でございます。

まず、このビジョンの案でございますが、別添 資料2-1もご参照いただきながらお聞きいた だければと思います。

別添資料2-1の表紙に、このビジョンのテーマ、タイトルが書かれてございます。テーマは「つながりで 育む安心 笑顔の将来」という表題にさせていただきました。このタイトルは、地域包括ケアシステムがつながりを持つことが非常に重要だということのメッセージを込めさせていただいております。医療や介護、それぞれのお立場の方、また、区民の皆様がそれぞれの立場でさまざまな高齢者の支援に取り組んでいただくのも非常に重要ではあるのですが、それぞれのお立場の方が協力しながら、連携しながら、つながりを持ちながら高齢者の方々をお支えしていくことが、さらに重要でございますので、「つながり」という言葉を表題に入れさせていただきました。

つながりが強まっていけば、高齢者の方々の 生活上に安心が生まれて、高齢者の皆様に笑顔 がもたらされるという思いを込めまして、「つな がりで 育む安心 笑顔の将来」というタイト ルにさせていただいたということでございます。 別添資料を1枚おめくりいただけますでしょ うか。

今回、地域包括ケアシステムビジョンにおいては、足立区総体としてどのようなことを取り組んでいくかということを、体系図として示させていただくことができました。心身の状態に応じて、「A自立期」、「B要支援・軽度期」、

「C中重度・終末期」と分けて、それぞれの心身 状態に合った取り組みを、体系図中央にある取 り組みの柱という内容にひもづけて、さまざま な施策を打っていこうという考えでございます。

そして、この取り組みについては、足立区、行政だけではなくて、先ほど申し上げた医療現場の方々や介護事業者の方々、高齢者を支える区民の皆様それぞれがそれぞれの立場で行っていただき、つながりを持ちながら事業を進めていただきたいという思いを込めさせていただいております。

具体的に、19ページ以降にこのケアシステムの中で取り組んでいかなければならないと思われることを少し詳細に書かせていただきました。後ほど、ご高覧いただければと思います。

こちらに書かれている内容について、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上になる2025年を目途にそれぞれつくり上げていくという思いで今回示させていただいております。内容について、後ほど詳しくお目通しいただければ幸いでございます。

雑駁ではありますが、私からの報告は以上です。

(諏訪会長)

続きまして、報告事項(3)「足立区における 『介護予防・日常生活支援総合事業』の緩和型サ ービス導入と担い手養成研修の実施について」、 地域包括ケア推進課千ヶ崎課長から説明願いま す。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長の千ヶ崎と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。

報告資料3、6ページをご覧ください。

私からは、「足立区における『介護予防・日常生活支援総合事業』の緩和型サービス導入と担い手養成研修の実施について」に関して報告させていただきます。

これまで、介護が必要な要介護者よりも軽度な要支援者へのサービスとして「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる総合事業というものがスタートしたわけでございますが、この総合事業では、各自治体がこれまでのサービス基準を緩和した独自のサービスを提供できるといったつくりになっております。

今回、足立区では来年の4月から訪問型のサービスにおいて、この緩和したサービスをスタートさせるということ、あわせてこのサービスを担う人材養成研修を足立区で実施することが、今回の報告の趣旨でございます。

新たにスタートするサービスでございますが、「生活支援サポート」という名称で、買い物や洗濯など家事を中心としたサービスを提供するとして、平成31年4月から提供を開始したいと考えております。

このサービスを担う人材でございますが、新たに生活支援サポーターという資格をつくりまして、これまでの介護のヘルパーよりも研修時間などの要件を緩和してハードルを下げて、間口を広げることで人材不足と言われる介護業界への新たな人材供給を目指してまいりたいと考えております。

この人材養成研修は今年度2月と3月に各6 0名定員で2回開催する予定でございます。区で10.5時間の研修、その後、各事業者様で3 時間の研修、合わせて13.5時間の研修でサービス提供が担えると考えております。

続きまして、このサービスの単価についてでございます。現行のサービスは実は月額制で、月によって4週の週と5週の週とございますが、週に1回というサービスなのですけれども、月に何回利用しても、週1回月に1回だけ使っても、週に1回月に5回使っても同じ料金になっていたのです。これを31年4月から、今回の導入に合わせて利用回数に応じた額へと改正させていただきたいと考えております。

先ほど説明しました新しく導入するサービスは、これまでのヘルパーさんが行っていたものよりも、買い物とか掃除といった身の回りの世話だけに特化することで、10%ほど減じた額で設定したいと考えております。

この切り替えについては、31年4月からではございますが、現在利用されている方を一度に変えるのではなく、2年に1度行われます利用者の認定の更新に合わせて順次切り替えていくというふうに考えております。ですので、2年後の2021年3月までは経過措置期間として、月額制の単価も暫定的に残していこうと考えております。

また、今回、利用者様やサービス提供の現場の 混乱を避けるために、先ほど訪問型のサービス についてご説明させていただきましたが、総合 事業の通所型、通って介護予防的な事業のサー ビスについても、訪問型と同様に利用回数に応 じた月額制にさせていただきたいと考えており ます。こちらは、現時点では新たな緩和型のサー ビスはないのですが、これまでの月額の単価を 利用回数に応じた額へと変更させていただきた いと考えております。切り替えについても同様 に、31年4月からですが、認定の更新時にきち んと説明をしたうえで、切り替えていくように 考えております。

導入の効果といたしまして、これまで月額と

いう設定になっておりましたので、今後は利用 回数に応じた単価設定で利用者負担の不公平感 を軽減できるかと見込んでおります。

また、今回はサービスの緩和についても、訪問型のサービスについてのみ導入といたしましたが、今後は国の示しております通所型などほかのサービスについても導入の検討を進めていく予定でございます。

私からの説明は以上です。

(諏訪会長)

続きまして、報告事項(4)「平成29年度介護保険事業の実績について」を介護保険課向井課長から説明願います。

(向井介護保険課長)

介護保険課長の向井でございます。

私からは、9ページの報告資料4に基づきまして、「平成29年度介護保険事業の実績について」を説明させていただきます。

なお、別添でお配りしてございます緑色の表紙の「平成30年度あだちの介護保険《平成29年度実績》」につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

初めに、1番の第一号被保険者につきましてですが、これは65歳以上の方を指しております。(1)の被保険者数、65歳以上の方の人数は17万432人で、括弧内は28年度でございますが、28年度より1,357人多くなってございます。内訳でございますが、65歳から74歳までの前期高齢者の方は1,696人減少しておりますが、75歳以上のいわゆる後期高齢者の方は逆に3,053人増加してございます。

(2)の介護保険料の収納額、実際に収納された保険料の金額ですが、約112億7500万円で28年度より約1億6000万円増えてございます。保険料の収納率でございますが、97.6%で、わずかではございますが、28年度より0.2%上昇してございます。

続きまして、2番の認定状況でございます。これは、29年度末の要支援・要介護認定を受けた方の人数です。認定者数は34,342人で28年度より1,231人増加しております。内訳でございますが、やはりここでも前期高齢者は65人減少しておりますが、後期高齢者は1,300人増加しております。また、認定率につきましては、こちらに記載がございませんが、19.7%でございます。前期高齢者の認定率は5.9%ですが、後期高齢者の認定率は32.8%となっております。

次に3番の保険給付状況でございます。介護サービス受給者数、介護のサービスを受けた方の人数ですが、26,972人で28年度より510人減少しております。これは28年10月から要支援1と要支援2の方の訪問介護と通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行している関係で、数字を入れる場所が変わったということで、介護サービスの見た目の受給者数が減少してございます。

(2) 保険給付費でございます。これは介護サービスの支払いにかかった費用ですが、約49 3億円で、28年度より約12億円多くなって ございます。

一番下のグラフは、人口高齢化率の推移を表しております。平成26年度から平成30年度まで、65歳以上の人口と高齢化率は増加の一途でございます。平成30年4月現在の高齢化率は、一番右上のところに書いてございますが、24.81%となっております。これは、23区では北区に次いで2番目に高い高齢化率となっております。

私からの説明は以上となります。どうもありがとうございました。

(諏訪会長)

続きまして、報告事項(5)「第二期子ども・ 子育て支援事業計画の策定について」を子ども 政策課松野課長から説明願います。

(松野子ども政策課長)

子ども政策課長の松野でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。

私からは、報告資料5「第二期子ども・子育て 支援事業計画の策定について」のご報告を申し 上げます。10ページになります。よろしいでし ょうか。

足立区子ども・子育て支援事業計画は第一期を現在行っているところでございまして、31年度をもって終了することになっております。 第二期に当たります2020年からの計画につきまして、このたび、ニーズ調査を行い、策定作業を進めていくことにいたしました。

目的といたしましては、保育の量的拡充、多様で質のよい保育サービスの提供、地域の子ども・ 子育て支援事業等の状況を確認しまして取り組 みを進めていくためでございます。

計画の位置づけといたしましては、国の子ども・子育て支援法に定められている地方版の計画となっておりまして、また、足立区におきましても基本計画の分野計画に位置づけているものでございます。

内容でございますが、中ほどから下になります。

まず、ニーズ調査を実施させていただきます。 就学前児童の保護者の方、小学校1年生から6 年生の保護者の方に対してアンケート調査を実施してまいります。それをもとに、(2)になりますが、計画策定を進めてまいります。コンサルタント事業者を活用いたしまして、また、各関係所管と十分な情報交換をしながら進めていきたいと考えております。ある程度形が整ってまいりましたら、本推進協、子ども支援専門部会の方でご意見等を頂戴いたしまして、策定を進めていきたいと考えております。

また、パブリックコメントも実施する予定で ございます。具体的なスケジュールにつきまし ては、11ページの右上のほうに記載をさせて いただいております。

今回の策定に当たりましては、国から注意点のようなものが示されておりまして、当区におきましては、幼稚園の利用意向、虐待防止の対応、当区におきましては学童保育とあだち放課後子ども教室にあたりますが、「新・放課後子ども総合プラン」の部分を踏まえて、確保方法などを充実していくようにということがございました。

このほか、現在、幼児教育の無償化なども予定されているところもございますので、そうしたところを踏まえながら計画を策定していきたいと存じます。

以上でございます。

(諏訪会長)

続きまして、報告事項(6)「足立区待機児童 解消アクション・プランの改定について」、待機 児ゼロ対策担当課臺課長から説明願います。

(臺待機児ゼロ対策担当課長)

待機児ゼロ対策担当課長の臺と申します。本 日はよろしくお願いいたします。

私からは12ページの報告事項6についてご報告をさせていただきます。件名、所管部課名につきましては、記載のとおりとなってございます。

足立区待機児童解消アクション・プランの平成30年8月改定版を策定いたしましたので、その報告になります。別添に配付させていただいております6-1が概要版、6-2が本編となっております。

それでは、アクション・プランの改定の概要に つきまして、報告資料6を使用しまして説明を させていただきます。

まず、1の部分になりますけれども、昨年10月より妊娠届け時の意向調査を実施しております。その結果を踏まえての検証を行ったところでございます。2020年度の4月におけます1・2歳児の保育施設の利用意向数と利用意向率につきましては、表の太枠の部分となります。

これと保育定員数の見込みとで比較した結果、 このまま現行の整備計画を進めていくことで待 機児童の解消が図れる見込みであることがわか りました。

次に現行の整備計画を進めるにあたりまして、 2点ほど課題があると考えてございます。課題 につきましては記載の内容になりますけれども、 この課題を踏まえまして、施設整備計画の見直 しを行ったところでございます。

次のページになりますけれども、課題に対します対策といたしまして、小規模保育の新規募集を実施してまいります。比較的小規模なテナント物件を利用した開設も可能なことから、2019年度整備分の認証保育所の定員につきまして、小規模保育所、認証保育所のどちらでも整備できるものとしてまいります。

次に認可保育所の再公募の募集地域の見直しを行ってまいります。公募に対しまして、応募のなかった一部の地域がございまして、それにつきましては、応募状況などを考慮いたしまして、募集地域を拡大しまして、保育事業者が提案しやすくなるように見直しを行ったところでございます。改正前、改正後の募集地域につきましては、表のとおりとなってございます。

次に、4の施設整備を確実に進めるための取り組みになりますが、公募に対しまして、なかなか手が挙がらない状況であります認証保育所の整備につきまして、事業者が応募しやすくなりますよう、認証保育所整備費の事業者負担軽減策を新たに検討してまいりたいと考えてございます。

次のページになりますけれども、公有地の活用推進につきましても継続して実施してまいります。活用実績、状況につきましては、表の記載のとおりとなってございます。

次に5の多様な保育サービスの拡充と利用促進の部分になりますが、小規模保育・家庭的保育の卒業後の預け先の確保ということで、3歳児

以降に再度保活が必要であるということで敬遠 されがちでありました小規模保育と家庭的保育 につきまして、2019年4月入所分から一般 の募集の前に先行利用調整を実施いたしたとこ ろでございます。3歳児以降の預け先を確保す ることで一層の利用促進を図ってまいります。

また、認証保育所につきましては、制度開始から17年経過していることもありまして、施設の経年劣化が進んでいるところでございます。 新たに小規模な修繕を実施するための修繕費補助や定員の拡大を必要としますけれども、移転に関します改修のための補助が実施できるように、制度の検討を行い、認証保育所の支援を行ってまいりたいと考えてございます。

今後の方針になりますけれども、アクション・プランにつきましては、2019年度までの整備計画となっておりますけれども、2020年度以降も幼児保育無償化の影響や大規模開発等によります局地的な保育ニーズの集中などがあるため、保育ニーズを早期に把握していく必要があると考えてございます。そのため、継続して地域ごとの保育需要の分析を行いまして、2019年度に2020年度以降の待機児童対策について再度検討していきたいと考えてございます

私からの報告は以上になります。

(諏訪会長)

それでは、質疑に入りたいと思いますが、あらかじめ質問はございますか。

(秋山福祉管理課長)

ございません。

(諏訪会長)

わかりました。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問を いただきたいと思います。いかがでしょうか。よ ろしいですか。何かございますか。

(白石委員)

自民党の白石です。

ただいまの報告に直接関係があるのかどうかわかりませんけれども、実は私どもの西新井大師の駅前に、ゼロ歳から2歳まで預かる保育園が30年度の4月に開設したのです。それがもちろん足立区議会の各種委員会でも報告がなかったし、役所のほうで聞いても実際にわかっていなかったのです。

これは企業型で、総務省が金を出して、勝手につくるというのはおかしいですけれども、区に全く相談せずに建設するという形が西新井大師駅前にできたのですけれども、このことについては、区は私が聞いたときには把握していないということですけれども、こうした区だとか都がやるものではなくて、国のほうがつくるプランについては把握しているのですか。

(菊地子ども施設入園課長)

子ども施設入園課長の菊地と申します。私の ほうから回答させていただきます。

国が指導等を行う企業主導型保育事業に関しましては、開設前の段階で区へのご相談がある事業者もおり、そこでの把握は当然させていただいております。

また、開設後の保育巡回につきましても、区も 東京都の指導検査に立ち会うという形での関与 もさせていただいております。さらに、今年度か ら補助金の給付を開始させていただいておりま して、そちらの審査に当たり、事業者様とのやり とり、現場の確認などもさせていただいており ます。そういったところでの関与はさせていた だいております。

(諏訪会長)

よろしいですか。

(白石委員)

やっているところが違うと言えばそれだけの ことですけれども、こうした形で区は3年先ま で見据えてプランを立てているわけですよね。 こういうプランを全く無視して立てるというこ とになると、計画的な待機児解消はできないの ではないのか。

ですから、企業型は総務省がやりますから、これは多分総務省がやったのだと思いますけれども、総務省に厳重に申し入れておいて、少なくとも地域の実情に合わせた建設プランでなくてはまずいと思いますから、ぜひ総務省に厳重に申し入れていただきたいと思います。

これは、実は新聞折り込みに園児募集と職員 募集というものが入って初めて知ったのです。 ゼロから2歳までの園児募集、それから職員の 募集というチラシが新聞に入って初めて知った のです。これでは、幾ら国がやることでも余りに ひど過ぎると思いますので、厳重に総務省に申 し入れておいていただきたいと思います。

(諏訪会長)

その他いかがでしょうか。

(浅子委員)

3点、質問をいたします。

まず、エリアデザインの整備方針案なのですけれども、こういう案を出されたということで、緑が多かったり、全体的にはよい環境になるのかと思っているのですが、その前の高野小学校の跡地が提案されているのですけれども、学校統廃合で高野小学校は統廃合されるということで新統合予定地の案が出ているのですが、これはもう決まったということなのでしょうか。

(茂木エリアデザイン計画担当課長)

私の方からお答えさせていただきます。

こちらの方は、基本、整理がついたということで今回の計画の方は出させていただいたのですが、今、地域では統合協議会という中で話し合いをされているかと思います。 そういった推移も見ながら、エリアデザイン計画は計画で一応こういった方針で区のほうは考えていきたいというものを示させていただきました。

(浅子委員)

今度の新統合予定地というのが、高野小の面 積よりも小さい面積だという話があって、日暮 里・舎人ライナーが沿線を通っていて、大学病院 もできるということで、もっともっと人口がふ えるのではないかという予想もされている時に、 学校の統廃合はいかがなものかというご意見が 地域でもあるかと思うのです。

それで、スケジュールで2022年度解体工事となっているのですけれども、統廃合のガイドラインで、学校統廃合が決まっても6年間は具体的にはしないようにガイドラインの中で改訂されていたというお話も聞いているのですが、そういう話はないのでしょうか。

(茂木エリアデザイン計画担当課長)

こちらのほうの計画は、教育委員会とすり合わせる中で策定はさせていただきました。ただ、今後も今あったお話のようなことも含めて、教育委員会とはよく話し合いをして進めていきたいと考えております。

(浅子委員)

よろしくお願いいたします。

あと、足立区における介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型の導入についてなのですが、これは専門部会でもたくさんの方からご意見があって、いろいろな懸念がまだまだぬぐえないということで、実際にはある意味ではやらざるを得ないという状況も出てきていると思っているのです。

今回は、身体介護のないサービスということで、買い物や洗濯などの家事に関して従来型よりも10%報酬単価を引き下げるとなっているのですけれども、この表を見ると、第8期の2021年4月には要介護者の生活援助中心のサービス単価と同程度にする。これが、従来型も含めて同程度にしてしまうということで、全体の報酬単価が引き下げられてしまうのかなということで、やはりこういうことになると事業者さんも改めて大変な状況にもなるのではないかという懸念が私はあるのですけれども、これはまだ決まったわけではなくて、案なのでしょうか。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長からお答えさせていただきます。

こちらに書いてありますとおり、同程度にする予定ということですので、まだ決定事項では ございません。

(浅子委員)

ぜひ慎重に扱っていただきたいと思います。

さらに、今度は訪問型だけではなくて、通所型 サービスも月額から利用回数のほうに変えると いう方向が打ち出されましたけれども、この間、 今年の10月から訪問介護の生活援助の利用回 数に上限が設定されて、それを超えたケースは 区市町村への届出が義務づけられたとか、いろ いろ厳しくなるようなお話があるのですが、こ の月額から回数への転換はそういう意味も含ま れているのでしょうか。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長です。

そういう意味よりも、利用者様の不公平感を 第一に考えての変更でございます。

(諏訪会長)

よろしいですか。

その他、ありますか。

もし、ないようでしたら、次に情報連絡事項を 議題といたしますが、こちらの説明は省略させ ていただきますので、あらかじめ質問を出して いらっしゃる方はいらっしゃいますか。

(秋山福祉管理課長)

質問はございません。

(諏訪会長)

それでは、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

委員の方々、ありますか。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問がなければ、これで 質疑を終了とさせていただきたいと思います。 進行へのご協力、ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しします。

(秋山福祉管理課長)

本日は、長時間にわたりご審議いただき、あり がとうございました。

次回の協議会は、平成31年3月27日水曜日の開催を予定しております。年度末のお忙しい中となりますが、よろしくお願いいたします。 開催のご案内は、後日送付させていただきます。

本日、お車でおいでの委員の皆様方には、駐車 券のご用意がございますので、受付にお申し出 ください。なお、まだ請求書兼口座振替依頼書が お手元にある方は、お帰りの際、提出していただ きますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、本日の地域保健福祉推進 協議会を終了いたします。ありがとうございま した。